

平成 25 年 6 月 11 日

各位

青森県信用組合  
理事長 森山哲夫

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

去る、平成 25 年 5 月 15 日(水)、当組合八戸支店において現金 1,000 万円が不足していたことが判明し、内部調査を経て、同月 24 日(金)付で八戸警察署へ被害届を提出いたしました。その後、警察当局の捜査にて、平成 25 年 6 月 6 日(木)、八戸警察署より当組合職員(既に懲戒解雇処分済み)を窃盗容疑で逮捕したとの報告を受けました。

本日、警察当局の公表を受け、当組合より、改めてその内容を下記のとおりご報告申し上げます。

なお、本事件の全容解明にあたり、現在なお警察当局の捜査に全面的に協力しているところがございますので詳細についてのコメントは控えさせていただいております。

日頃よりお取引いただいておりますお客さま、組合員の皆さま、そして地域の皆さまにご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、かかる事態を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、法令等遵守態勢の一層の強化に向け全力で取り組んでまいります。

記

1. 被害金額等について

被害金額	1,000 万円
被疑者	当組合元職員(51 歳・男性・逮捕当時、当組合八戸支店勤務)
被害にあった支店	八戸支店

2. 今後の対応について

警察当局では、現在もなお捜査中のことであり、本事件の全容が未だに解明されておられませんので、当組合においても引き続き内部調査を行ってまいります。また、上記被疑者に対しては被害金全額の返金を求めることとなります。

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付けておりますことから、今回の事件を厳粛に受け止め、その全容が明らかになった時点で当組合の内部管理態勢等を全面的に見直しながら、役職員一丸となって、鋭意、善後策を講じて参りたいと考えております。

法令に基づく届出を監督官庁に行ってまいります。

3. 関係者の処分

上記被疑者につきましては、平成 25 年 6 月 10 日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、常勤役員並びに管理監督職員に対しては、本事件の全容が明らかになった時点でその処分を決定いたします。

※本件に関するお問い合わせ

青森県信用組合 総務部 (担当: 佐々木) 電話(017)739-7110

以上